

告示第 27 号

太子町審議会等傍聴要領を次のように定める。

平成 17 年 4 月 1 日

兵庫県太子町長 首 藤 正 弘

太子町審議会等傍聴要領

(目的)

第 1 条 この要領は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項に規定する附属機関である審議会等（以下「審議会等」という。）の会議の傍聴に係る手続き、遵守事項その他必要な事項について定めることを目的とする。

(会議の周知)

第 2 条 審議会等の庶務を担当する課（以下「担当課」という。）の長は、審議会等の代表者である会長等（以下「会長」という。）の指示により、審議会等の開催を関係者に通知した場合には、遅滞なく会議名、開催場所及び日時、会議に付議する案件、傍聴の可否を公表するものとする。

2 会長は、審議会等の傍聴について、会議に付議する案件等を考慮して、その可否を決定するものとする。

3 審議会等の開催日時等については、太子町公告式条例に基づき住民への周知を図るとともに、町広報及びホームページ等他の周知方法についても別途考慮する。

(傍聴希望の許可)

第 3 条 審議会等の傍聴を希望する者（以下「傍聴希望者」という。）は会長の許可を受けなければならない。

2 会長は、傍聴希望者が付議する案件の利害関係人である場合、個人情報を取り扱う場合等、審議会等の議事に影響があると判断するときは、その傍聴を許可しないことができる。

(傍聴人の定員)

第 4 条 会議を傍聴する者（以下「傍聴人」という。）の定員は、5 人とする。

(傍聴席に入ることができない者)

第 5 条 ポスター、ビラ、拡声器の類を持っている者のほか、議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者は、会議場に入ることができない。

(傍聴人の守るべき事項)

第6条 傍聴人は、会議場にあるときは、次の事項を守らなければならない。

(1) 会議開催中は静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

(2) 私語、騒ぎ立てること、みだりに席を離れること又は他人の迷惑となる行為をしないこと。

(3) 携帯電話等無線機器の電源を切ること。

(4) 飲食又は喫煙をしないこと。

(5) その他会議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となる行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第7条 傍聴人は、会議場において写真、映画等を撮影し又は録音等をしてはならない。ただし、特に会長の許可を得たものは、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第8条 傍聴人は、次の場合は、速やかに退場しなければならない。

(1) 会長が議事の内容、審議の状況において、非公開で行うことを宣言し、傍聴人の退場を命じたとき。

(2) 開催審議会等の提出議案の審議が終了したとき。

(会長の指示)

第9条 傍聴人は、会長の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第10条 傍聴人が、この要領の規定に違反していると認められる場合は、会長は、傍聴人に対し必要な措置を命ずることができる。

2 傍聴人が前項の規定による命令に従わないときは、会長はその者に対して、退場を命ずることができる。

(会議資料)

第11条 会議資料は、傍聴人が閲覧することができるよう会議場内に備え付ける。

2 議事次第は、傍聴人に無料で配付する。

3 傍聴人が会議資料の写しを請求した場合は、実費負担にて写しを交付する。

(他の制度との調整)

第12条 他の法令等の規定により審議会等の公開をしている場合は、この要領を適用しない。